

企業におけるハラスメント防止

ハラスメントとはなにか



改正労働施策総合推進法が施行され、大企業については2020年6月から、中小企業については2022年4月から、職場におけるパワハラ防止の措置義務が課されることになりました。

この機会に、ハラスメント問題に関する基本的な事項を押さえつつ、法改正を踏まえて、今後どのようにハラスメント防止策を講じていくべきかを、みなさんと一緒に考えていきたいと思っております。

令和3年

11月17日

(水)

13:30~15:30

Zoom ウェビナーによる
オンライン開催

参加費無料

●下記 URL 又は QR コードより事前登録のうえ、ご参加ください。

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_gBjooYxnR2-HfVASYPiypw

(ご登録後、ウェビナー参加に関する確認メールが届きます。)

■本講演会のご参加には以下の環境が必要となります。

パソコン、タブレット、スマートフォンなど、インターネット接続のできる機材

※安定した通信環境で接続してください。スマートフォンは Wi-Fi に接続してご利用ください。

※Zoom ウェビナーのサービス・機能等に関するサポートはいたしかねます。

※当日、何らかの理由で通信が中断し復旧困難となった場合、やむを得ず講演会を中止する可能性があります。また、PC 環境・通信状況等の不具合については当連合会では責任を負わず、サポート対応等も行いかねますので、あらかじめご了承ください。



プログラム

13:30 開会



13:50 講演 「企業におけるハラスメント防止 ハラスメントとはなにか」

講師：山形労働局雇用環境・均等室 室長補佐 升川禎子氏



15:30 閉会

主催／東北弁護士会連合会

共催／山形県弁護士会

問合せ先／東北弁護士会連合会事務局

TEL 022-264-3861